

2009年5月19日
mail ニュース
35・通巻226号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合
発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

特区連が第18回自治研究集会を開催

特区連が5月16日に第18回自治研究集会を開催しました。私たちにも関係の深いテーマでしたので、以下のとおり、報告いたします。

主催者挨拶を行った西川委員長は、夏季一時金の切り下げ問題について触れ、「この問題は、政府与党がプロジェクトチームを作り、政治的な思惑で行っている策動だ。5月7日以降、地方の人事委員会が次々と勧告をしており、23区人事委員会も11日に勧告した。まったくのルール無視であり、全国における影響は数千億円に及ぶと推定される。来週早々にも特区連に提案が行われる予定だが、われわれは19日に決起集会を行う。

本日のテーマは、道州制にどう対応していくのか、団体自治、住民自治をどう守るのか、ということだ。展開によっては大東京市復活ということもある。7月12日投票の都議選に加えて総選挙もあり、内外の動きと都区の位置というものをしっかりと学んでいきたい」と述べました。

まず、都留文科大学の進藤教授が「道州制の問題点と特別区に与える影響」という演題で、講演を行いました。最初に、今年行われる衆議院選挙の結果、政権交代があった場合など、政治地図の変化ごとにどのような地方自治政策がとられる可能性があるのかを予想しました。

続いて、道州制論に移り、戦後の道州制論議の変遷を簡潔に述べ、今日の道州制論議を第3段階とし、「現代道州制論」と位置づけました。今回の特徴は、経済界が率先して旗振りをしている点にあるとし、「地方分権」など、表向きの理念とは別に、裏では「強い国家」と「徹底した小さな政府」づくりという狙いがあると述べました。

現在、道州の区域は10前後とはよく語られますが、定まってはいませんし、特に東京の扱いについては議論百出の状況となっています。

先生は、今なぜ道州制なのか、その問題点として、第一に地方自治を縮小しようという動きは憲法92条以降の「地方自治条項」にも抵触する、また国の社会保障の義務を定めた25条にもかかわり、憲法違反であると述べました。

第二に現実の地方自治の関わりでも地域の衰退を招くという意味で問題がある、この点では岡田知弘氏の著作が参考となる、と述べました。

第三に、先進諸国における「地域主義」の動きがある、と述べました。

第四に、現代日本における国家再編の政治戦略があり、これは憲法改悪とのかかわりがあると述べました。

最後に、これらの中で、石原都政の「首都圏メガロポリス構想」、特別区制度調査会においては現行枠組みを維持しつつ広域連合で対応しようという都区制度転換論、都区のあり方検討委員会での「特別区の区域論議」が、特別区の位置づけとして絡み合っていく、と述べました。

続いて、特別区長会事務局次長の志賀徳壽さんが「2009年度都区財政調整と都区のあり方検討の課題」と題して講演を行いました。

志賀さんは、2000年の都区制度改革は未完であったと述べ、その後も毎年財調協議が継続されている。都区のあり方については、「都区のあり方検討委員会」で議論されており、基本的枠組みとしては、当面は現行法制度の下でなしうる根本的な改革を検討することとし、現行法制度自体の改革は、都区双方の今後の検討を踏まえ、別途検討するとしている、と述べました。

そして事務の配分について、「都が実施しなければならないもの以外は特別区が担うことを基本に、都が実施する事業を例外なく検討し、都区の役割分担のあり方を整理する」こととし、444の対象事務について検討を進めてきた。上下水道についてなど、事務配分で都区の考え方が異なっている部分もあることと、区域のあり方をセットで検討すべきとする都に対して、区側の考えは事務配分の検討の結果、区域のあり方の検討が必要になる場合がありうる、としており、今後の協議に委ねられています。

こうした都区の検討とあいまって、国の地方分権改革の流れがあり、さらには経済危機や財政危機、急速な高齢化による福祉需要の増大、今後20年間で区立小中学校の7割は築後50年を超過するということに例示される老朽化施設の更新問題、地震災害や地球温暖化、新型インフルエンザなどなど、おしよせる重大課題をも視野に入れて今後の特別区のあり方を考えていかなければならない、と述べました。